

全体説明

本県道徳教育の推進状況 と今後の方向性



平成29年2月10日(金)
広島県庁本館6階 講堂

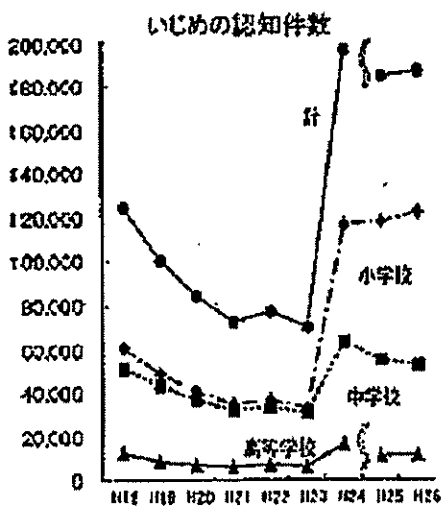
説明の流れ

- 1 「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて
 - ① 道徳の「特別の教科」化について
 - ② 「特別の教科 道徳」の目標
 - ③ 「考え、議論する道徳」への転換に向けた指導方法の改善
 - ④ 教科書、教材について
 - ⑤ 評価の在り方について
 - ⑥ 全面実施に向けた条件整備について
- 2 文部科学省委託
「道徳教育改善・充実」総合対策事業

1 「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて

①道徳の「特別の教科」化について

深刻ないじめの本質的な問題解決に向けて



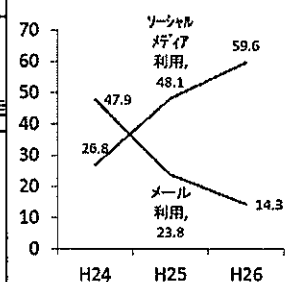
(出典) 文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒

小・中・高及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、188,072件 (1000人あたり13.7件)。

小・中・高等学校における

情報通信技術の発展と子供の生活

10代の携帯電話利用時間(分・平均)



わずか数年間で、
利用形態が大きく変わる

コミュニケーションや人間関係に関する変化は、
個々の家庭における「しつけ」だけの問題ではなくなっている



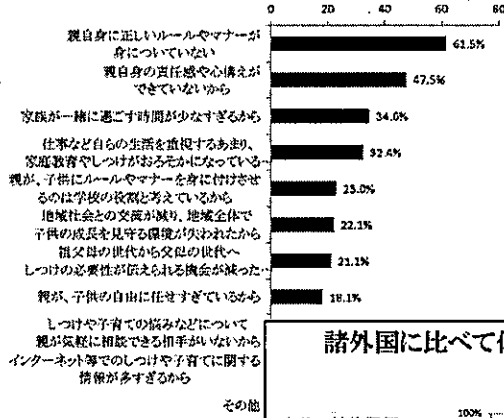
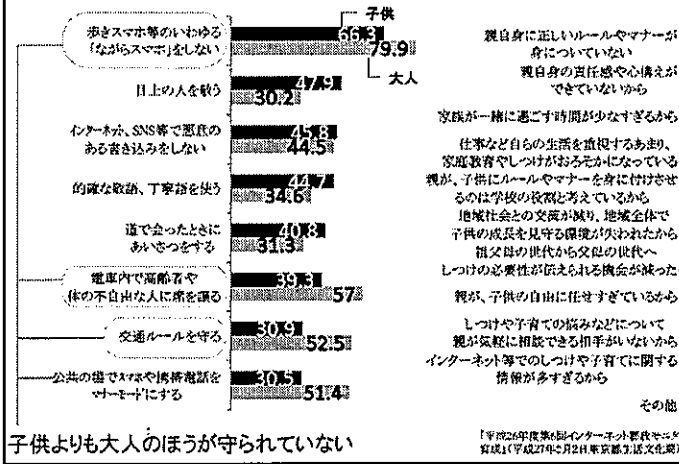
文部科学省「ケータイとスマホ、正しく利用できていますか？」(小中学生版)(2016年版)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kusei/taisaku/taisaku2016/1367568.htm

「平成26年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(平成27年5月総務省情報通信政策研究所)

子供をとりまく地域や家庭の変化

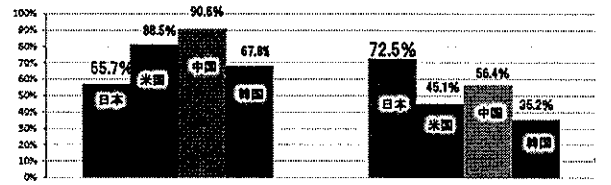
守られていないルールやマナーについて(%)

「家庭の教育力」が低下した理由(%)



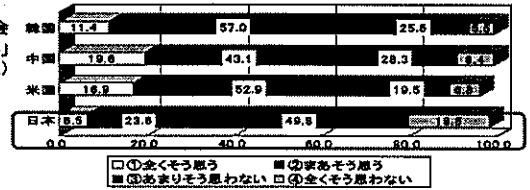
諸外国に比べて低い、高校生の自己肯定感や社会参画への意識

自分の性格評価(高校生)



(出典) (財) 国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(2015年8月)より文部科学省作成

問「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」(高校生)



与えられた正解のない社会状況

● グローバル化の進展

(様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重しあいながら生きること)

● 情報通信技術など、科学技術の進歩

(コミュニケーションや対人関係の変化、技術革新による新たな倫理的問題)

● かつてないスピードでの少子高齢化の進行

(家庭や地域の変化、誰も経験したことのない状況下での社会の持続、発展)



一人一人が、道徳的価値の自覚のもと、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることが重要

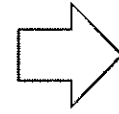
こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす必要

道徳教育の課題と特別教科化がめざすもの

(「道徳教育の在り方に関する懇談会」報告書(H25.12.26)における指摘より)

量的課題

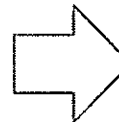
- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないか。



年間35時間単位
時間が確実に
確保されるという
量的確保

質的課題

- 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。



子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深めるという
質的転換

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける(平成27年3月27日)

【特別の教科】

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

②「特別の教科 道徳」の目標

道徳教育の目標と「考え、議論する道徳」への転換

旧 小学校学習指導要領(平成20年告示)

<道徳教育の目標>

…道徳教育は、教育基本法の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する他社会における具体的な生活の営み、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(第1章「総則」第1「教育課程編成の一般方針」の2.)

学校教育全体で行う道徳教育も、道徳科も、最終的には「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことを目指すことを明確化

道徳科において道徳性を養うために必要となる学習活動を具体化

<道徳の時間の目標>

道徳の時間において各教科、外国語活動、おける道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(第3章「道徳」第1「目標」)

新 一部改正小学校学習指導要領(平成27年告示)

<道徳教育の目標>

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

(第1章「総則」第1「教育課程編成の一般方針」の2.)

<道徳科の目標>

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(第3章「特別の教科 道徳」第1「目標」)

学習指導要領改訂の方向性

平成28年8月26日
中央教育審議会教育課程部会
審議まとめ、補足資料より

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

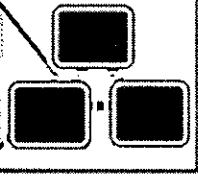
学習内容の削減は行わない*

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



*高校教育については、基本的事業的知識の習得が大学入学選抜で求められることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」H28.8.26中央教育審議会教育課程部会
＜道徳教育関係部分の概要＞

■小中学校道徳科の目標と、全体改訂で目指す資質・能力の関係

- 道徳科では、目標に示された通り「道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての理解を深める」学習を通して「人間としてよりよく生きる基盤となる道徳性」を養う。
- 高等学校では、小中学校における道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解を基にしなが、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。（特別活動、新たに公民科に置かれる「公共（仮称）」「倫理（仮称）」を中核的指導場面とする）
- 各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育てることが、学校教育全体で道徳性を養うことにつながる。

■「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニングの視点）からの道徳科における指導の改善

- 「考え、議論する道徳」は、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す全体改訂を先取りするもの。
- 「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」報告を踏まえ、例えば以下のような視点から、指導方法を改善。
「主体的な学び」の視点から、発達の段階を考慮した社会的課題を取り上げること、一人一人が考え感じたことを振り替える活動を入れること
「対話的な学び」の視点から、自分と異なる意見と向かい合い議論すること、道徳的価値の葛藤や衝突が生じる場を多面的・多角的に議論すること
「深い学び」の視点から、登場人物の心情理解にとどまらず、道徳的な問題を自分ごととして捉え、議論し、探究する課程を重視すること など

■高等学校の道徳教育の充実

①小中の特別の教科化も踏まえ、道徳教育の全体計画を作成するにあたり、小中学校の内容項目とのつながりを意識。

※全体計画はホームページに掲載するとともに、学校評価の中でも計画の実施状況を振り返り、改善につなげる

②各高校の道徳教育の全体計画では、「共通性と多様性」を踏まえ、生徒の実態に応じて重点化。

③校長のリーダーシップのもとカリキュラム・マネジメントの中核となる道徳教育推進教師を置く。

※都道府県教育委員会等において、道徳教育推進教師に対する研修の実施が求められる。

※道徳教育推進教師を軸としながらも、校長自身も含め、教員全員が道徳教育の担当という意識で道徳教育を推進する必要がある。

このほか、いじめや情報モラルに加え、公職選挙法の改正を受けて積極的な社会参画に関する教育、障害者差別解消法の施行を受けて障害者理解についての教育について、各学校に置いてさらなる充実を図ること、家庭や地域で道徳について考える機会の重要性などについても言及。

道徳教育で育成する資質・能力としての道徳性と、道徳教育・道徳科の学習の過程との関係をイメージしたもの。
道徳教育、道徳科の意義、特質から、これらの要素を分節して評価を行うことはなじまない。

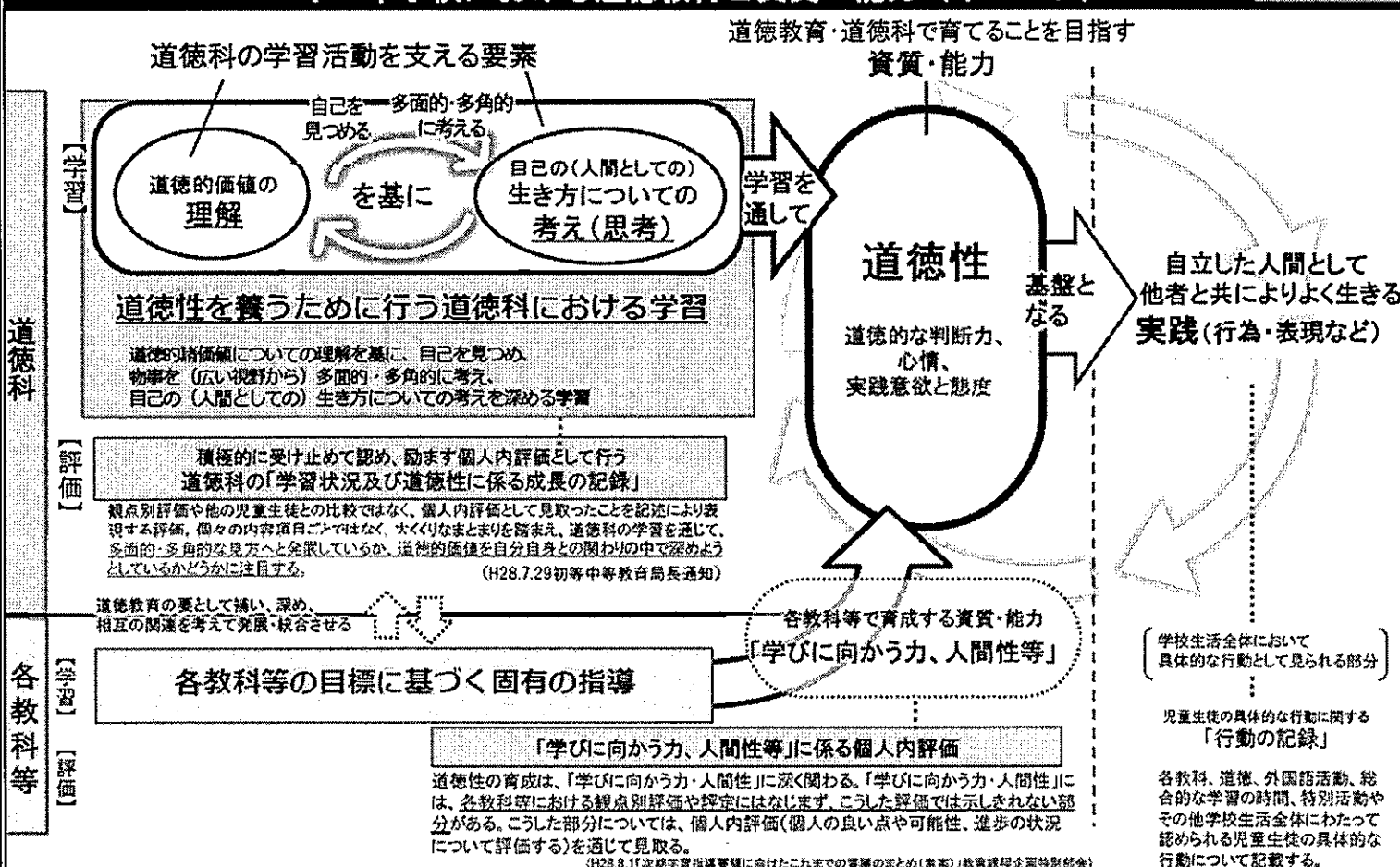
	道徳的諸価値の理解と 自分自身に固有の 選択基準・判断基準の形成	生徒一人一人の 人間としての在り方生き方 についての考え(思考)	人間としてよりよく生きようとする 道徳性
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 道徳的諸価値の理解に基づき、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成すること 	<ul style="list-style-type: none"> 物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自分自身の人間としての在り方生き方についての考えを深めること 	<ul style="list-style-type: none"> 人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) 人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) 道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的実践意欲と態度) など
小学校、中学校	<ul style="list-style-type: none"> 道徳的諸価値の意義及びその大切さなどを理解すること 人間としてよりよく生きる上で、道徳的価値は大切なことであるという理解 道徳的価値は大切であっても、なかなか実現することができないことの理解 道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は多様であるということの前提とした理解 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深めること(中学校) 人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索する 人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる(小学校) 道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止める 他者の多様な考え方や感じ方に触れることで、自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめる 生き方の課題を考え、それを自己(人間として)の生き方として実現しようとする思いや願いを深める など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) 人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) 道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的実践意欲と態度) など

道徳性を養うための学習を支える要素

道徳教育・道徳科で育てる資質・能力

小・中学校における道徳教育と資質・能力(イメージ)

別添16-2



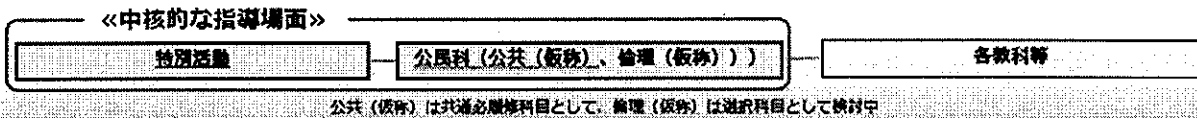
※ 本図は道徳性の育成に関わる学習(活動)に着目して整理したものであり、この他にも、道徳性が養われる過程には様々な整理の仕方があると考えられる。(例えば、実践を通して道徳性が養われることもある。)

◀道徳科における見方・考え方▶ 様々な事象を道徳的諸価値を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること

◀道徳教育▶
(学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、(道徳的諸価値の理解を基に、自分自身の選択基準や判断基準を形成し)人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

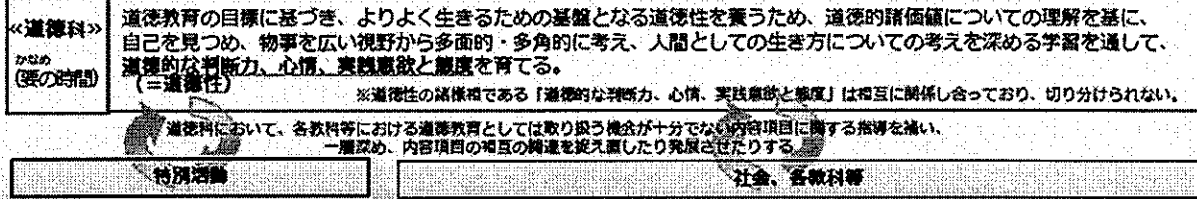
校長のリーダーシップの下、加わらぬマシメントを担う道徳教育推進教師を軸に、全ての教員が実施



◀道徳教育▶
(学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

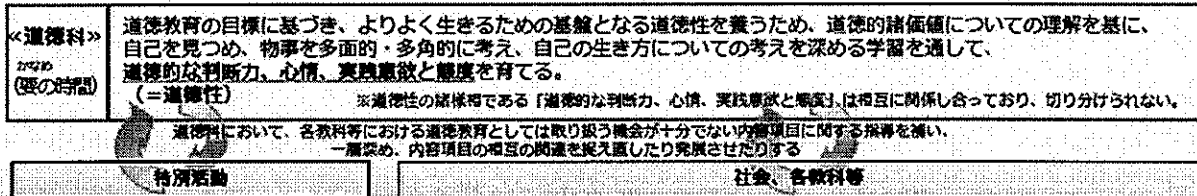
校長のリーダーシップの下、加わらぬマシメントを担う道徳教育推進教師を軸に、全ての教員が実施



◀道徳教育▶
(学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、加わらぬマシメントを担う道徳教育推進教師を軸に、全ての教員が実施



【健康な心と体】
幼児期生活の中で健康や安全意識を持って自分のやり方で生きていくことを心と体を十分に動かしながら取り組む。見通しを持って自ら進んで安全な生活を作り出していくようになる。

【自立心】
自分の力で行うために我慢を遣らし、自分でなげなければならないことを自覚して行い、諦めずやり通すことで責任感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

【協同性】
友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり通すようになる。

【道徳性・規範意識の芽生え】
よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりの大切さが分かるようになる。

【社会生活との関わり】
家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分なりに立ち回りを学んで、周囲への思いやりや思いやりをもち、助け合いの大切さを学ぶようになる。

【思考力の芽生え】
身近な事柄について自分の考えを持って思いを遣らしながら物事に臨み、物の性質や仕組みなどに興味を持ち、工夫したり、工夫したりなどして多様な考えを思い付けたりすることで、自ら考えを表現するようになる。

【自然との関わり・生命尊重】
自然に接して感動する体験を通して、自然の恵みなどを繰り返し、身近な事柄に思いやりや思いやりをもち、自然への感謝や愛護の心を育てようとする。

【自然との関わり・生命尊重】
自然に接して感動する体験を通して、自然の恵みなどを繰り返し、身近な事柄に思いやりや思いやりをもち、自然への感謝や愛護の心を育てようとする。

【自然との関わり・生命尊重】
自然に接して感動する体験を通して、自然の恵みなどを繰り返し、身近な事柄に思いやりや思いやりをもち、自然への感謝や愛護の心を育てようとする。

道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度などに依りて深まる

③「考え、議論する道徳」への
転換に向けた指導方法の改善

「考え、議論する道德」への質的転換に向けて

■質的転換に向けて

道德的価値に迫る読み物の活用や、道德的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を各学校において展開する。

問題場面から考える学習の(例)

○道德的価値のことは理解しているが、それを実現できない自分との葛藤から生じる問題
(例)

いじめをせずに誰とでも仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

(例)
いじめ

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道德的価値の間の対立から生じる問題
(例)

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

葛藤
や
衝突

法やきまりへの放縦で自分勝手な
反発を許さない(「規則の尊重」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

- ・「自分ならどうするか」という観点から道德的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道德的価値を多面的・多角的に考える。
- ・他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

質の高い多様な指導方法(抄)

○ 道德教育の質的転換のためには、質の高い多様な指導方法の確立が求められており、本専門家会議においては多様な指導方法の実践的な取組についてヒアリングを行った。そこで出された道德科の質の高い多様な指導方法は「別紙1」に示すとおりであり、それぞれの特長は以下のとおりである。

① 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道德的諸価値の理解を深めることについて効果的な指導方法であり、登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道德的価値の理解を深めることができる。

② 問題解決的な学習

児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道德的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

問題場面について児童生徒自身の考えの根拠を問う発問や、問題場面を実際の自分に当てはめて考えてみることを促す発問、問題場面における道德的価値の意味を考えさせる発問などによって、道德的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

③ 道德的行為に関する体験的な学習

役割演技などの体験的な学習を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することを通して、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うことができる。

問題場面を実際に体験してみること、また、それに対して自分ならどういう行動をとるかという問題解決のための役割演技を通して、道德的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

……なお、「別紙1」に示した指導方法も例示に過ぎず、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。それぞれに様々な展開が考えられ、例えば読み物教材を活用しつつ問題解決的な学習を取り入れるなど、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。重要なことは、指導に当たっては、学習指導要領の趣旨をしっかりと把握し、指導する教師一人一人が、学校の実態や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じた適切な工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが求められるということである。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



学びを人生や社会に生かそうとする
 学びに向かう力・
 人間性等の涵養

生きて働く
 知識・技能の
 習得

未知の状況にも
 対応できる
 思考力・判断力・表現力
 等の育成

主体的な学び
 対話的な学び
 深い学び

- 【例】
- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
 - ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。



- 【例】
- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
 - ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
 - ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



- 【例】
- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
 - ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に依りて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
 - ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

道徳科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について
 (中央教育審議会教育課程部会 審議まとめより(H28. 8. 26))

①「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」の視点からは、児童生徒が問題意識を持ち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、自己の生き方について考える学習とすることや、各教科で学んだこと、体験したことから道徳的価値に関して考えたことや感じたことを統合させ、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫することが求められる。

このため、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導、望ましいと思われることを言わせたり書かせたりすることに終始する指導などに陥らないよう留意することが必要である。例えば、児童生徒の発達段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近な社会的課題を取り上げること、問題解決的な学習を通して一人一人が考えたことや感じたことを振り返る活動を取り入れること、我が国や郷土の伝統や文化、先人の業績や生き方に触れることや、自然体験活動など美しいもの・気高いものなどに出会う機会を多様に設定し、そこから感じたことを通じて自己を見つめ、自分自身の生き方について考え、多様な考えを持つ他者を相互に認め合い広い心で異なる意見や立場を尊重し、共によりよく生きようという意欲などを高めるようにすることも重要である。また、年度当初に自分の有様やよりよく生きるための課題を考え、課題や目標を捉える学習を行ったり、学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積(ポートフォリオ)したりすること等により、学習状況を自ら把握し振り返ることができるようにすることなどが考えられる。

上記のような「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、多様な意見を受け止め、認め合える学級の雰囲気がその基盤としてなくてはならず、学級(ホームルーム)経営の充実が大変重要である。このことは、道徳的価値を自分との関わりで捉え考えを深める時間である道徳においては特に求められると言える。一方で、道徳の時間を通して、児童生徒理解を深め、これを学級経営に生かすということも考えられる。…

②「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」の視点からは、子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えたり、自分と異なる意見と向かい合い議論すること等を通じ、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることが求められる。

例えば、教材や体験などから考えたこと、感じたことを発表し合ったり、「理解し合い、信頼や友情を育む(友情、信頼)」と「同調圧力に流されない(公正、公平、社会正義)」といった葛藤や衝突が生じる場面について、話し合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、議論したりするなどの工夫を行うことや、日頃から何でも言い合え、認め合える学級の雰囲気を作ることが重要である。また、資料を通じて先人の考えに触れて道徳的価値の理解を深めたり自己を見つめる学習につなげたりすることができるような教材の開発・活用を行うことや、様々な専門家や保護者、地域住民等に道徳科の授業への参加を得ることなども「対話的な学び」の視点から効果的な方法と考えられる。

また、児童生徒同士で話し合う問題解決的な学習を行うに当たっては、そこで何らかの合意を形成することが目的ではなく、そうした学習を通して、道徳的価値について自分のこととして捉え、多面的・多角的に考えることにより、将来、道徳的な選択や判断が求められる問題に対峙した時に、自分にも他者にとってもよりよい選択や判断ができるような資質・能力を育てることにつなげることに留意する必要がある。なお、発達段階や個人の特性等を踏まえれば、教員が介在することにより「対話的な学び」が実現できる場合も考えられ、その実態を踏まえた適切な配慮が求められる。言葉によって伝えるだけでなく、多様な表現を認めることも大切である。

③「深い学び」の視点

「深い学び」の視点からは、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とすることが求められる。

そのためには、単に読み物教材の登場人物の心情理解のみで終わったり、単なる生活体験の話し合いや、望ましいと分かっていることを言わせたり書かせたりする指導とならないよう留意し、道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の考え方、感じ方をより深めるための多様な指導方法を工夫することなどが考えられる。深い学びにつながる指導方法としては、例えば以下のような工夫が考えられる。

- ・読み物教材の登場人物への自我関与を中心とした学習において、教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通じ、道徳的価値の理解を深めること。
- ・様々な道徳的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決する学習において、児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること。
- ・道徳的行為に関する体験的な学習において、疑似体験的な活動(役割演技など)を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと。

道徳的な問題場面には、①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題、②道徳的諸価値についての理解が不十分又は誤解していることから生じる問題、③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題、④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題などがあり、これらの問題構造を踏まえた場面設定や学習活動の工夫を行うことも大切である。

グローバル化する21世紀の社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築 広島版「学びの変革」アクション・プラン

グローバル化する21世紀の社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築

概要版

広島版「学びの変革」アクション・プラン

コンディenserの育成を目指した主体的な学びの充実

<背景>

- グローバル化の進展などにより、あらゆる国境が垣根を越えて行き交い、社会経済システムから一人一人の日常生活に至る広範な分野に影響が及ぶ。多様な価値観が共存する社会が形成される。先行き不透明な社会へ、グローバル化の進展は、期待のみなならず、中山間地域を含め、広島県全体の経済や生活に影響。
- 一方で、少子化の影響により、広島県の成長・発展を支える人材の数が減少。

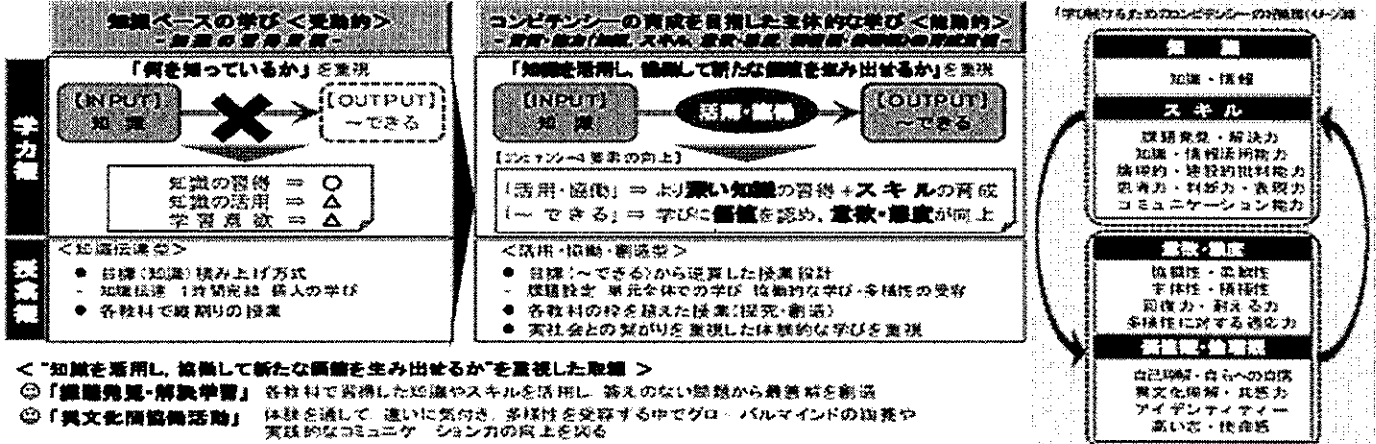
グローバル化の進展や生産年齢人口が減少していく中で「ピンチ」を「チャンス」に変えていくためには、「地域の成長・発展を支える人材」から「世界を舞台に活躍する人材」まで、厚みのある人材層の形成が不可欠。

<育成すべき人材像>

広島で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「広島」「日本」を語り、高い志のもと、世界のの人々と協働して新たな価値イノベーションを生み出すことのできる人材

「変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力(学び続ける力)」の育成が必要

<これからの新しい教育の方向性—学びの変革—>



主体的な学びとは？

教師基点の学び

学習者基点の学び

受動的な学び

能動的な学び

浅い学び

深い学び

「学習者基点の学び」とは？

- 学習は、学習者の興味・関心及び学習者のバックグラウンド(既得の知識、経験、生活)さらには、学習者が生活する地域の状況をベースにして組み立てられなければならない。
- 学習は、その教科・領域等が求める目標と学習者のバックグラウンド等とをつなぐものでなければならない。
- 教師は、学習者をよく観察して、学習者の興味・関心やバックグラウンドを把握しなければならない。

「能動的な学び」とは？

- いかなる学習形態を問わず、学習者が学習活動に自ら積極的に関与する学びでなければならない。
- 学習者が、単に活動している(アクティブである)ことを持って「能動的」とは言わない。学習者の学習活動との関わりが重要である。

「深い学び」とは？

- 深い学びとは、単に知識の習得(acquisition)にとどまらず、習得した知識を転移(transformation)させ、他の課題に活用し、それを価値付け・評価し(evaluation)、応用できる段階まで深める「学び」でなければならない。

道徳科における「主体的な学び」

児童生徒が

■ ねらいとする道徳的価値について

課題意識をもち、

■ 自分の生活を見つめながら

他者と議論することで、

■ 道徳的価値の理解を深め、

自己の生き方について考えを深める学習

■ 自らを振り返って成長を

実感したり、

■ これからの課題や目標を見付け、

その結果を日常の行動や習慣に結びつけたりする

課題意識

自分との
関わりで

深める



自分はこれから
このことを頑
張っていこう!

「ねらい・内容・方法」の一体化

「明確な指導観」をもった授業構想

実態把握

日頃、道徳的価値
についてどのような
考えをもっていただ
ろうか？



その考え方を基にどの
ような指導をして、子供
にどのようなよさや課題
があるだろうか？

その結果、授業で子供にどのような
ことを考えさせればよいだろうか？

道徳授業をどのように構想するか

「明確な指導観」をもつとは…

- 1 ねらいとする道徳的価値(道徳の内容)について、学習指導要領に基づき、明確な考えをもつ。
- 2 明確な価値観を基に子供たちにどのように指導し、子供たちが何を学び、その結果としてのよさや課題を確認し、本時で学ばせたいことを明らかにする。
- 3 授業者の明確な価値観、児童生徒観をもとに、教材の活用の仕方を明らかにする。

価値観

児童観

教材観
指導観

主題設定の理由を明確にする

④教科書，教材について



道徳科の教科書について

道徳科の教科書は、「教材として具備すべき要件」に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認める。

「道徳に係る教育課程の改善について」中央教育審議会答申(平成26年10月)



義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正(平成27年9月)

○「特別の教科 道徳」の教科固有の条件として、以下の項目を新設。

- ・学習指導要領において示されている題材(生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、情報化への対応等)・活動等について教科書上対応することを求める規定
- ・学習指導要領における教材の配慮事項(公正、多面的・多角的)を踏まえた規定
- ・問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮を求める規定
- ・道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定

※それぞれの学校や地域の創意工夫による補助教材の作成・活用についての教育委員会等の積極的な取組も求められる。

39

教科書の使用と補助教材の活用について

検定教科書が導入された後、各地域で独自に作成した教材等ほどの程度使用できるのか。教科書を使用する割合などがあるのか。

道徳科の指導を行うに当たっては「主たる教材」として教科書を使用しなければなりません。必要に応じて例えば地域教材などのその他の教材を適切に活用してください。(他の教科等と同様です)

なお、独自の教材を使用するにあたっては、

- ・学習指導要領に示された各学年の内容項目を、相当する各学年において全て取り扱うよう、年間計画を適切に設定すること
 - ・「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)を踏まえること
- についてご留意下さい。

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができること(学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条)。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものにならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(「第3章特別の教科道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

2 道徳科に生かす教材

(「第3章特別の教科道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

「私たちの道徳」の活用

趣旨

- 児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材。

特徴

- 道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することを期待。
- 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに、「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図る。
- 特別の教科化の趣旨にも対応（平成28年度からの先行実施に活用可）

■ 小学校1・2年

■ 小学校3・4年

■ 小学校5・6年

■ 中学校

児童生徒の全員に配布
平成26年度から全国
の小・中学校で使用



●160ページ



●176ページ



●192ページ



●240ページ

41

学習指導要領の一部改正に対応

平成28年度配布の「私たちの道徳」では、学習指導要領の一部改正の趣旨や、新たに追加された内容などにも対応しており、検定教科書ができるまでの先行実施に活用可。

- 【例】 ●小学校5・6年
「権利とは、義務とは何だろう」
権利をもち、義務を果たすことについて考えさせる。

- 中学校
・「あなたならどう考え、行動しますか」
杉原千敏氏の「命のパスポート」を題材に、人間としての誇りある生き方について考えさせる
・「科学技術の発展と生命倫理」

権利とは、義務とは何だろう

私たちは、一人一人が権利をもち、義務を果たしながら社会の中で共に生活しています。

権利 ある国や地域に生まれることで、自由に行動したり、他人に助けられたりすることの自由や権利。

義務 人から権利を受け取っているから、自分も他人に権利を認めさせてあげなければならないこと。

私たちが生きていくためには、自分だけでなく、周りの人にも権利がある。お互いに権利を認めあうことが、社会を良くしていく鍵になる。

小学校五・六年

あなたならどう考え、行動しますか。

杉原千敏氏（1900～1985）
「命のパスポート」

杉原千敏氏は、第二次世界大戦中、日本からドイツへ逃げる難民を救った。彼が作った「命のパスポート」は、多くの命を救った。杉原氏は、人間としての誇りある生き方について考えさせたい。

杉原千敏氏の日記より

日本人の歴史の中で、人間としての誇りある生き方について考えてみよう。

科学技術の発展と生命倫理

科学技術や医療の発達が進むにつれて、これまで無かった倫理的な課題が現れてきた。一方で、そうした課題を乗り越えることで、新しい発見や進歩が生まれることもある。科学技術の発展と生命倫理の関係について、深く考えよう。

生命倫理に関する問題について、調べたり、話し合ったりしてみよう。

中学校

45

- 「よりよく生きる喜び」に関して、パラリンピアンである佐藤真海選手の逸話に関する教材を追加。(小学校高学年)
- 「立場の異なる人と同じゴールを見付け出す」として、獣医師である齋藤慶輔さんの取組に関する内容を教材として追加。(中学校)等

「よりよく生きる喜び」(小学校高学年)


▼ 「立場の異なる人と同じゴールを見付け出す」(中学校)



立場の異なる人と同じゴールを見付け出す

「獣医師」とは、人と動物の健康を維持し、病気を治す仕事です。また、動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。

動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。



齋藤慶輔さん

齋藤慶輔さんは、獣医師として、人と動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。

動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。

動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。動物の健康を維持するために、動物の生活環境を整えることも重要な役割です。

⑤ 評価の在り方について



道徳教育に係る評価等の在り方について

○改訂後の学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

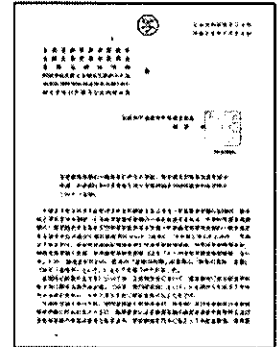
ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

【基本的な方向性】

(H27.6～H28.7)

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、

平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知 50

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)【概要】

(平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議)

〈道徳科の指導方法〉

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態、主題やねらいに応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

〈道徳科における評価の在り方〉

- 評価とは、児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること、
 - ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること、
 - ・ 道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ることが求められる。

※個人内評価…児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)
- といった点に注目して見取り、特に顕著と認められる具体的な状況を記述する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変更を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
 - 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。

＜発達障害等のある児童生徒への必要な配慮＞

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

＜条件整備＞

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

学習評価について

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、絶対評価という表現は使用していない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る評価。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められたが、必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に集団の中での相対的な位置付けについて記載することができることとしている。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・従来の指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、4つの観点※ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。
※国語科は5つ、生活科は3つ。次期学習指導要領においては全教科等を3観点にまとめる方向

総合的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総合的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年の指導要録通知により、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

○集団に準拠した評価から目標に準拠した評価に改めた理由

- 「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
(平成12年12月教育課程審議会答申)より
- ・新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る観点から学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため
- ・児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため
- ・児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することにより、上級の学校段階の教育との円滑な接続に資するため
- ・習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導を一層重視し、学習集団の編成も多様となることが考えられるため
- ・少子化等により、学年、学級の児童生徒数が減少する中で、評価の客観性や信頼性を確保するため

「大くりなまとまりを踏まえた評価」について



「個々の内容項目ごとではなく、大くりなまとまりを踏まえた評価」とは、具体的にはどのようなことか。評価を行うに当たって、個々の内容項目に触れてはいけないのか。

道徳科の評価は、一つ一つの内容項目ごとに、その内容項目についてどのくらい理解したかということの評価するものではなく、学期や学年など一定のまとまりの中で、道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取り評価するということを示したものです。

なお、一定のまとまりの中で評価した結果として、特に顕著と認められる点が発揮された内容項目に係る授業について、評価の中で触れるということは考えられます。

学校教育全体で行う道徳教育の評価と道徳科の評価



学校教育全体で行う道徳教育の評価と、道徳科における評価の関係はどのようになるのか。一緒ではなぜいけないのか。

「学校教育全体で行う道徳教育の評価」は、これまで通り、「行動の記録」の一つの要素としての位置づけとなります。(なお、「行動の記録」等の具体的な在り方については、学習指導要領全体の改訂における教育課程の構造の中で、整理・検討することとなります。)

道徳科における評価については、道徳科の授業において見られる、児童生徒の学習状況及び道徳性に係る成長の様子を、個人内評価として文章で記述するものです。

「行動の記録」は道徳に限らず、児童生徒の具体的な行動に表れたことを見るものであり、どのような指導の結果、その行動に至ったかといったことを評価するものではありません。

道徳科の指導に生かして授業改善を行ったり、児童生徒の道徳科に対する学習意欲の向上につなげるためには、道徳科の授業における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要があります。

小学校児童指導要録（参考様式）

様式2（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分\学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科の学習の記録								特別の教科 道徳		
教科	観点	学年	I 観点別学習状況						学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
			1	2	3	4	5	6		
国語	国語への関心・意欲・態度							1		
	話す・聞く能力							2		
	書く能力							3		
	読む能力							4		
社会	言語についての知識・理解・技能							5		
	社会的事象への関心・意欲・態度							6		
	社会的な思考・判断・表現									
	観察・資料活用の技能									
算数	社会的事象についての知識・理解									
	算数への関心・意欲・態度									
	数学的な考え方									
	数量や図形についての技能									
理科	数量や図形についての知識・理解									
	自然事象への関心・意欲・態度									
	科学的な思考・表現									
	観察・実験の技能									
生活	自然事象についての知識・理解									
	生活への関心・意欲・態度									
	活動や体験についての思考・表現									
	身近な環境や自分についての気付き									
音楽	音楽への関心・意欲・態度							3		
	音楽表現の創意工夫									

画像は小学校児童指導要録の様式例（中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様）

外国語活動の記録	
観点\学年	5 6
コミュニケーションへの関心・意欲・態度	
外国語への慣れ親しみ	
言語や文化に関する気付き	

総合的な学習の時間の記録			
学年	学習活動	観点	評価
3			

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)[別紙2]（平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議）

道徳科の評価の工夫に関する例
（専門家会議における意見より）

- ・ 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積して学習状況を把握すること。
- ・ 記録したファイル等を活用して、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を記して伝えること。
- ・ 授業時間に発話される記録や記述などを、児童生徒が道徳性を発達させていく過程での児童生徒自身のエピソード（挿話）として集積し、評価に活用すること。
- ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション、協働での問題解決といった実演の過程を通じて学習状況や成長の様子を把握すること。 ※成果物そのものを評価するわけではないことに注意

- ・ 1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識してよい変容を見取ろうとすることは困難であるため、年間35単位時間の授業という長い期間の中でそれぞれの児童生徒の変容を見取ることを心掛けるようにすること。
- ・ 児童生徒が1年間書きためた感想文等を見ることを通して、考えの深まりや他人の意見を取り込むことなどにより、内面が変わってきていることを見取ること。
- ・ 教員同士で互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組むことにより、児童生徒の理解が深まり、変容を確実につかむことができるようになること。
- ・ 評価の質を高めるために、評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもっておくこと。

(参考) 学習評価と指導要録について

<指導要録>

- 在学する児童生徒の学習の記録として各学校が作成するもの。(学校教育法施行規則第24条)
- 様式は設置者が定める。国は記載に当たっての配慮事項や参考様式等を通知により示している。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなり、「指導に関する記録」としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録 → 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)
 - ・外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間、特別活動の記録
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。

※これらに加えて、「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を記録することになる。
- 児童生徒が進学する際・転学する際には、写しを進学先・転学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年

<調査書(いわゆる内申書)>

- 進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。
- 校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校に調査書を送付しなければならない。(学教法施行規則第78条等)
- 都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。
- 一般的に、内容としては、教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。

<通知表・通償簿>

- 法令上の規定はなく、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えること等を目的に各学校が独自に行っているもの。
- 各学校が独自に行っているものであり、国として様式の例示等は例示してはいない。指導要録の様式に対応した内容を学期ごとに通知する形が一般的。

⑥ 全面実施に向けた条件整備について



- 各学校、特に管理職には、児童生徒が将来、社会や世界と向き合い、次代を拓(ひらく)ために求められる資質・能力にとって道徳性が極めて重要な要素であることを踏まえ、道徳科を学校教育全体で行う道徳教育の真の「要(かなめ)」となるように学校としての構想力とカリキュラム・マネジメントの確立を求めたい。
- しかし、誰よりも重要な役割を担っているのは道徳科の指導を直接に行っている教壇に立つ一人一人の教師である。「考え、議論する道徳」を目指し、道徳科の授業が児童生徒が深く考える主体的・能動的な学習(アクティブ・ラーニング)になるためには、何よりもまず教師が能動的な学習者(アクティブ・ラーナー)でなければならない。児童生徒の道徳性を養うために、道徳科の特質を踏まえた質の高い多様な指導方法を創意工夫しながら展開するに当たっては、主題やねらいの設定のない単発的な生活指導にしたり、特定の指導過程のみを「型」として過度に固執したりすることなく、学級や児童生徒の実態から柔軟に授業を構想し、学校の道徳教育推進教師と協働しつつ、家庭や地域との連携を深め、主体的・能動的に道徳科を実践していくことが求められる。
- 最後に、道徳科の目標を実現するに当たって重要な役割を担う家庭や地域について触れておきたい。家庭や地域において、例えば、前述のような「親子道徳の日」という日を設定することなどを通じて保護者と児童生徒と一緒に道徳について考えることや、道徳科の教科書を見学生徒と読み一緒に考えること、道徳科の授業にゲストティーチャーとして関わることなど、道徳性を育むために児童生徒と一緒に道徳的な課題に真正面から向き合うことの教育的な効果は計り知れない。家庭や地域において是非積極的な対応をお願いしたい

2 文部科学省委託

「道徳教育改善・充実」総合対策事業



文部科学省委託

「道徳教育改善・充実」総合対策事業

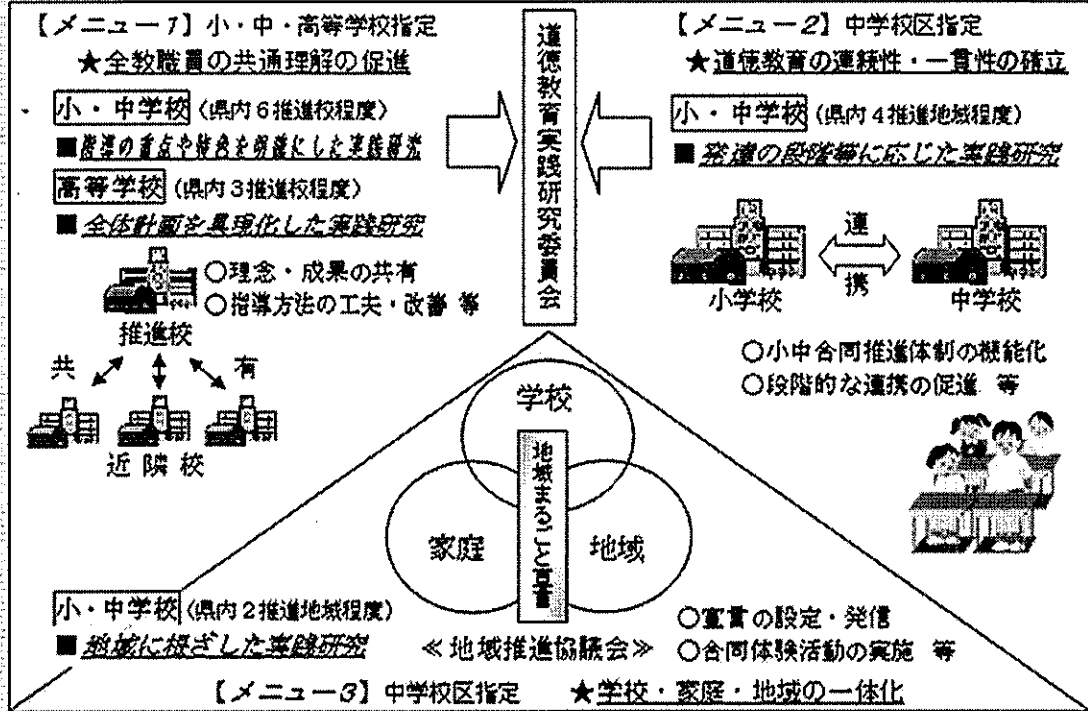
【目的】

平成27年3月27日の学習指導要領一部改正等
において、従来の「道徳の時間」を「特別の
科 道徳」と新たに位置付け、問題を解決する
習などの指導方法の工夫を図るこ議論学指の
こへと質的に転換を図るため、改正導方地取
を踏まえた効果的かつ多様な家庭・地域組
に強化など教員の指導力向上、生かした県
る実践研究を行い、その成果を県内に普及

広島県道徳教育研究協議会

実践交流

反映



視点

- 道徳教育の抜本的改善・充実 - 質の向上 -
- 【教師力】 指導力向上 (教員研修の充実), リーダー養成
- 【学校力】 異校種や同校種間及び家庭・地域との連携強化
- 【人間力】 実践 (道徳的実践力と道徳的実践の指導の有機的な関連)



平成28年度推進校・推進地域

事務所	市町教委	学校
メニュー1	西部	東広島市 志和中学校
		廿日市市 津田小学校
	芸北	安芸高田市 可愛小学校
	東部	尾道市 美木中学校
	北部	三次市 甲奴小学校
		福山市 駅家南中学校
		県立 千代田高等学校・音戸高等学校・西城紫水高等学校

事務所	市町教委	中学校区	学校
メニュー2	西部	竹原市 忠海中学校区	忠海中学校・忠海小学校
	芸北	安芸太田町 筒賀中学校区	筒賀中学校・筒賀小学校
	東部	三原市 本郷中学校区	本郷中学校・本郷小学校・本郷西小学校
	北部	庄原市 高野中学校区	高野中学校・高野小学校
	東部	府中市 府中中学校区	府中中学校・府中小学校
メニュー3	北部	庄原市 総領中学校区	総領中学校・総領小学校

道徳教育実践研究委員会(小中学校部会)

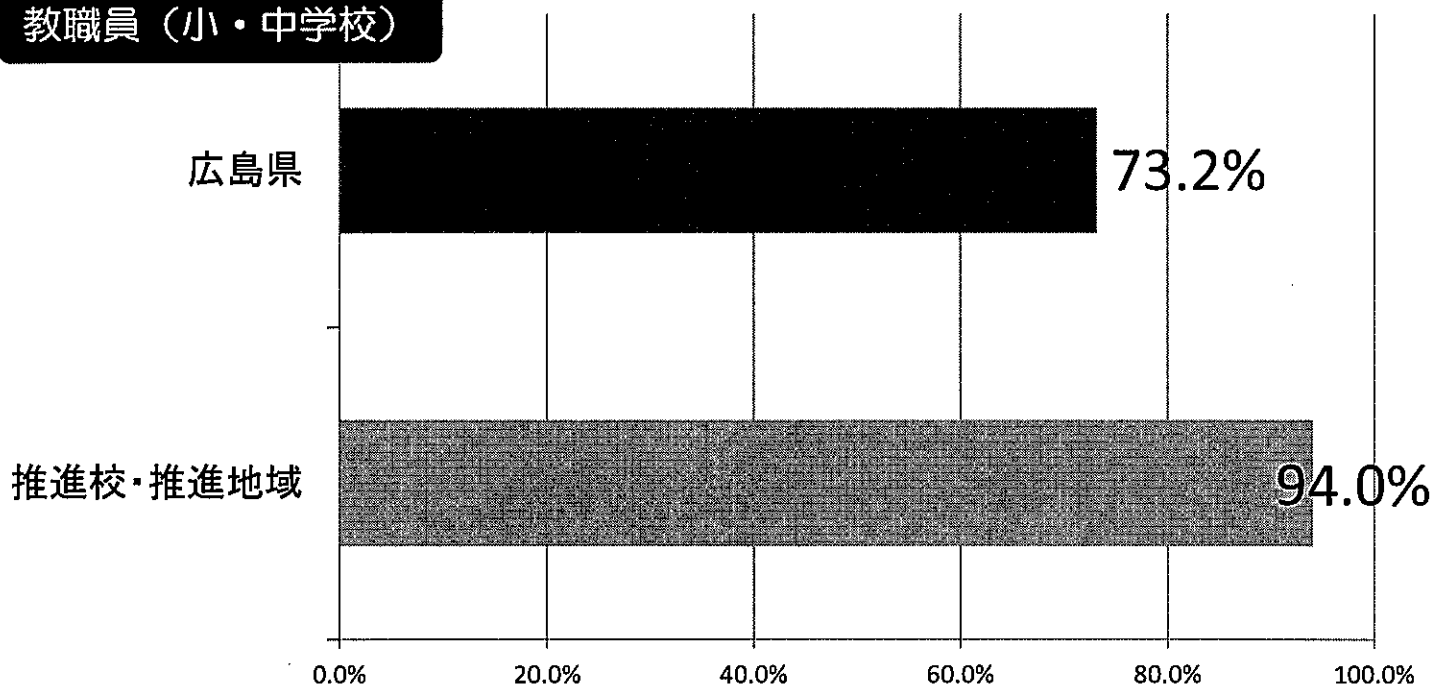
回	日時	会場	テーマ・講師
1	5月25日(水)	広島県庁 自治会館301	「道徳教育を推進していくために ～『特別の教科 道徳』の趣旨を踏まえた授業づくりについて～」 香川大学大学院教育学研究科 准教授 植田和也
2	6月28日(火)	安芸高田市立 可愛小学校	「道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導の工夫」 山口県宇部市立岐波小学校 校長 坂本 哲彦
3	7月14日(木)	尾道市立 美木中学校	「道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫」 愛知淑徳大学 講師 柴田 八重子
4	9月29日(木)	廿日市市立 津田小学校	「生命を尊重する心を育む道徳教育」 大阪教育大学 名誉教授 藤永 芳純
5	10月20日(木)	東広島市立 志和中学校	「道徳の時間における問題解決的な学習の工夫」 國學院大學人間開発学部 教授 田沼 茂紀
6	11月16日(水)	三原市立 本郷小学校	「家庭や地域社会との連携による道徳教育」 関西外国語大学 教授 小寺 正一
7	12月13日(火)	竹原市立 忠海中学校	「道徳の時間における現代的な課題に関する指導の工夫」 兵庫教育大学大学院 教授 谷田 増幸
8	1月12日(木)	広島県庁	「道徳教育の研究の振り返りとまとめ」

道徳教育実践研究委員会(高等学校部会)

回	日時	会場	内容・テーマ	備考
1	5月25日(水)	広島県庁 自治会館 301	「道徳教育を推進していくために ～『特別の教科 道徳』の趣旨を踏まえた授業づくりについて～」 香川大学大学院教育学研究科 准教授 植田和也	小中高 合同
2	7月12日(火)	広島県立 千代田高校	【午後】 ・千代田高校の校内研修と合同開催	高校 のみ
3	12月13日(火)	竹原市立 忠海中学校	「道徳の時間における現代的な課題に関する指導の工夫」 兵庫教育大学大学院 教授 谷田 増幸	小中高 合同

「道徳の時間」では、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた、多様な指導方法の工夫を取り入れている。

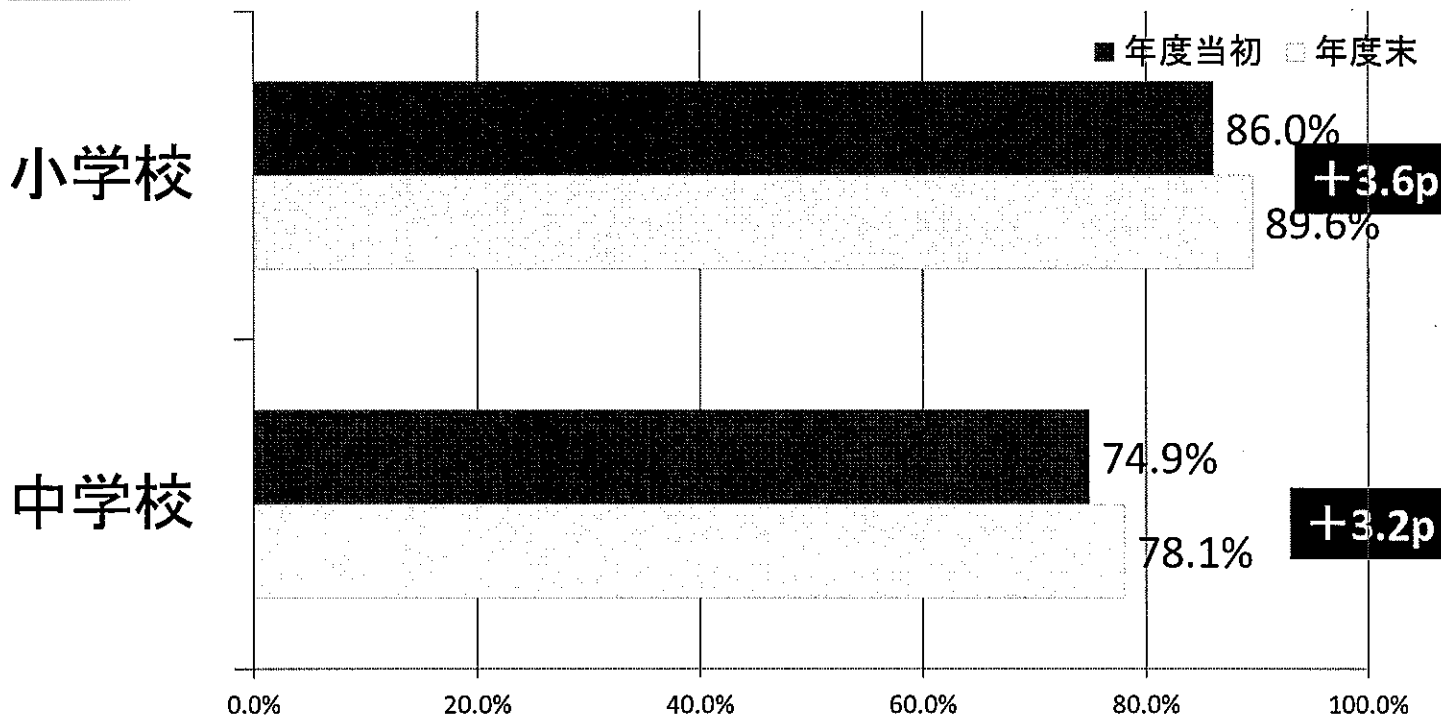
教職員（小・中学校）



「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査
各市町道徳教育推進協議会 参加者アンケート（広島市を除く）

「道徳の時間」では、自分のことを振り返りながら考えている。

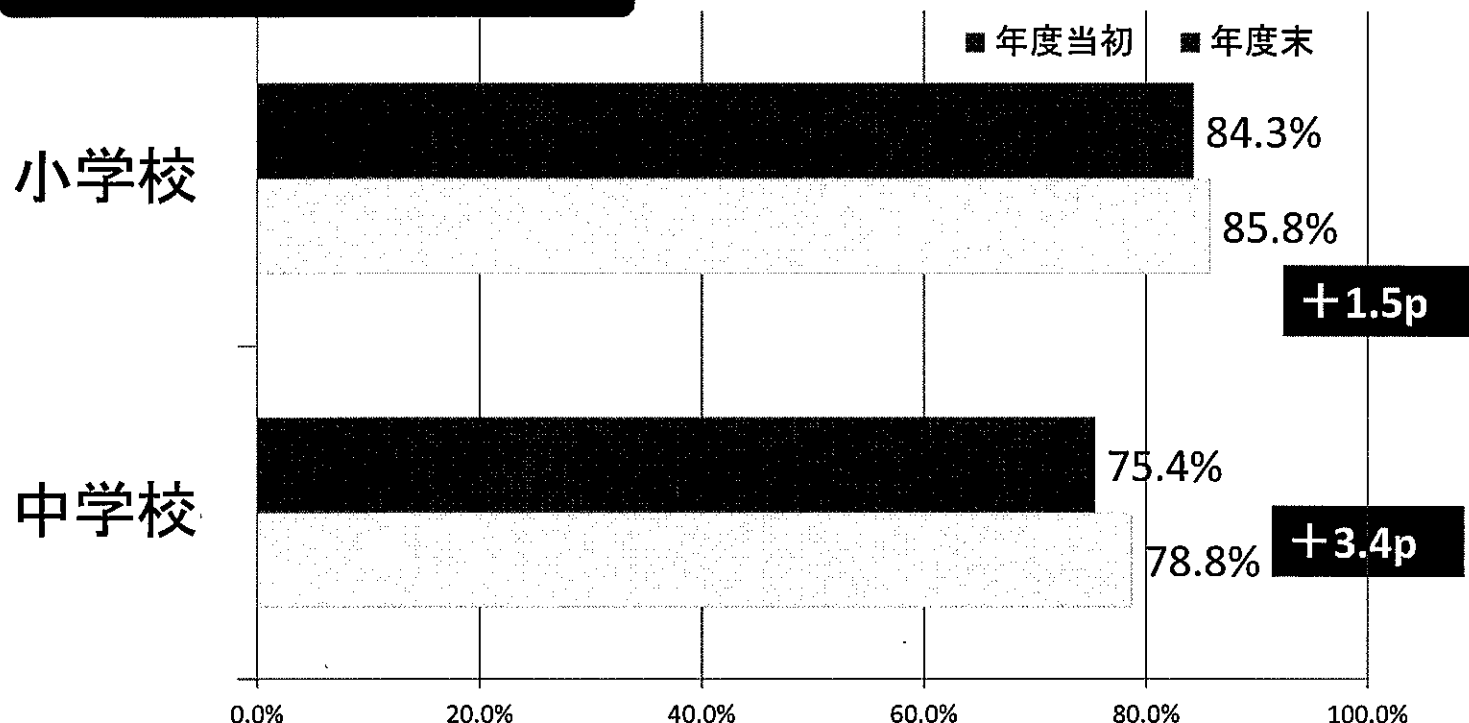
児童生徒（推進校・推進地域）



【「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査】

「道徳の時間」では、友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりしている。

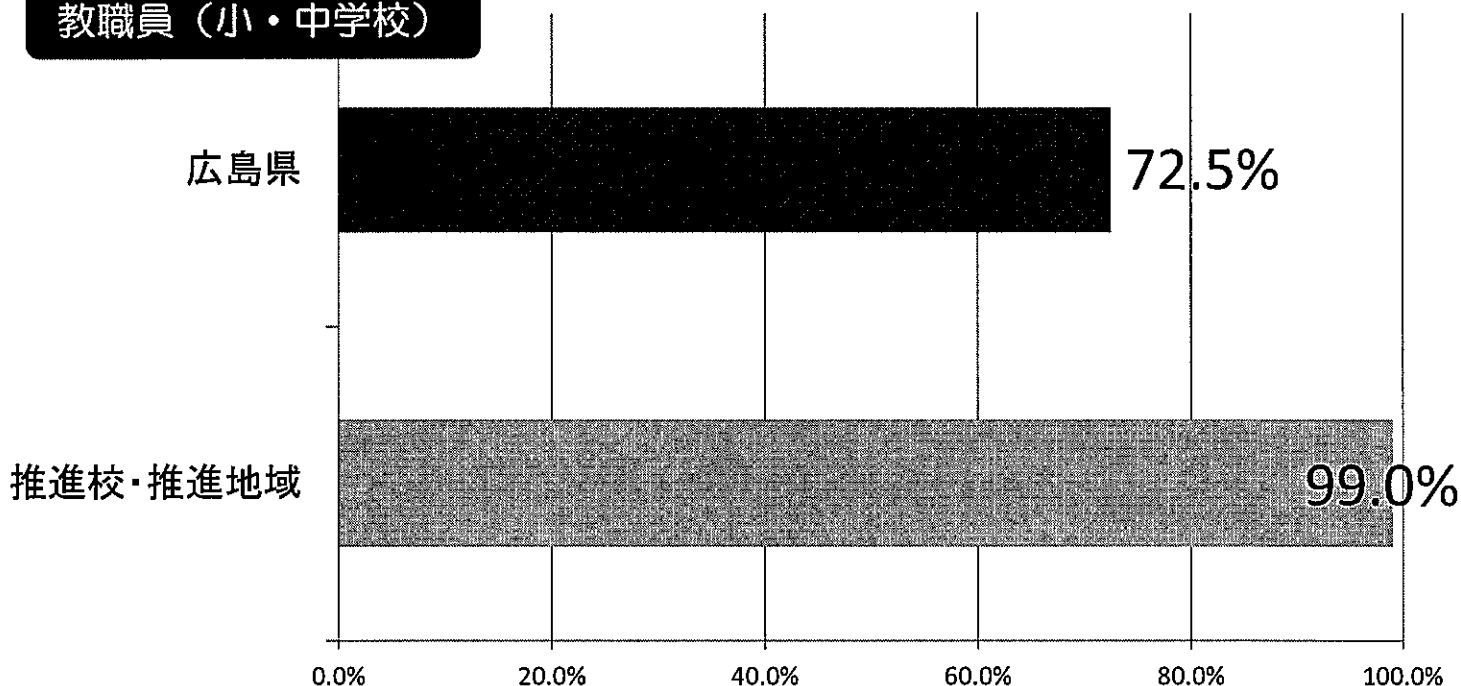
児童生徒（推進校・推進地域）



【「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査】

道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）は、校務分掌上機能していると思う。

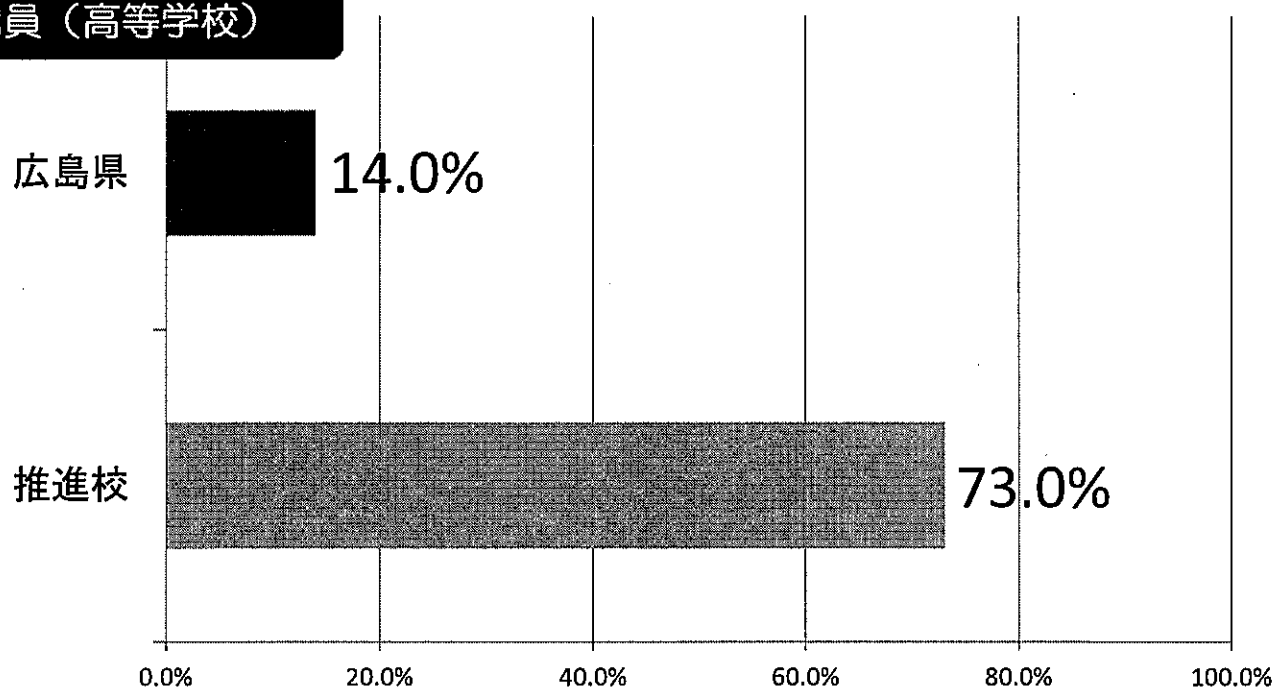
教職員（小・中学校）



「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査
各市町道徳教育推進協議会 参加者アンケート（広島市を除く）

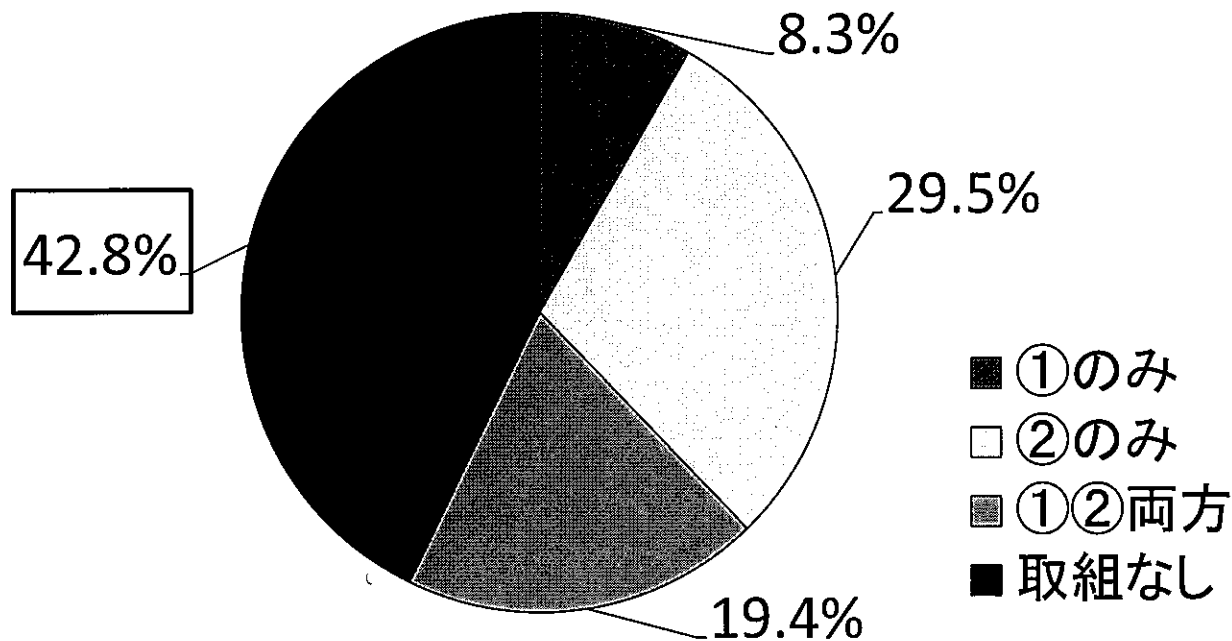
道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う。

教職員(高等学校)



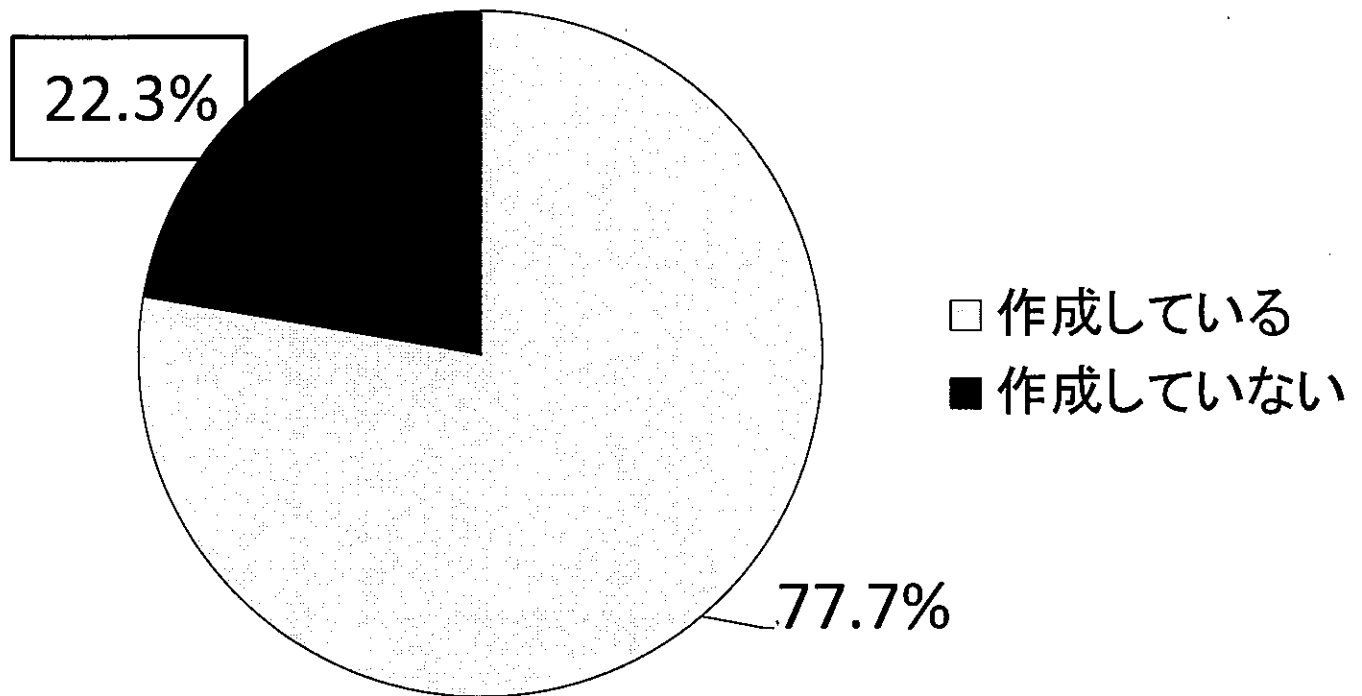
「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査
高等学校道徳教育推進協議会 参加者アンケート

- ① 「特別の教科 道徳」の内容を反映した全体計画や年間指導計画を作成している。
- ② 「特別の教科 道徳」で示された指導の配慮事項を
実践している。



各市町教育委員会による各校(小・中学校)の取組状況調査

各教科等における道德教育にかかわる指導の内容及び時期を整理した別葉を作成している学校数

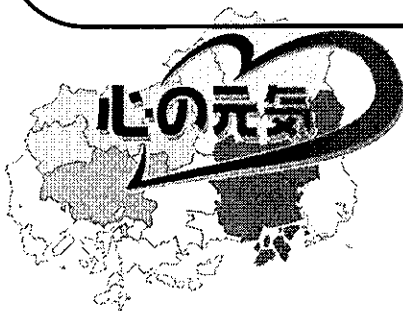


各市町教育委員会による各校の取組状況調査

広島県道德教育の一層の充実を



発達の段階に応じ、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道德」、「議論する道德」へと転換を図り、道德科における「主体的な学び」を目指して取り組みましょう！



【参考】

○平成28年度 広島県教育資料

○小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編

○「平成28年11月7日 道德教育担当指導主事協議会 配付資料」より一部抜粋